

<別紙>

(仮称) 八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書に対する福島県知事意見

## 1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、南相馬市と飯舘村の行政界付近の山陵上において大規模な風力電源開発を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低いことから、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、それらの具体的内容を明らかにすること。
- (2) 事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、保安林、希少な動植物の生息地等の風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。また、本事業の実施により、近隣に存在する住宅や重要な水源、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。
- (3) 環境影響評価を実施するに当たっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅及び居住の分布、風況その他自然状況等の多面的な視点から複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設及び関連施設の建設並びに稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるような計画とすること。
- (4) 本事業の実施に当たり使用する建設機械及び車両、並びに資材等の搬出入及びその輸送経路については、生活環境への影響が懸念される事項であることから、綿密に検討すること。なお、資材等の搬出入及びその輸送経路の検討に当たっては、住宅の分布等に留意して複数案を比較検討し、その検討結果も含め方法書に具体的に記載すること。
- (5) 事業実施想定区域の近隣で計画されている他事業がある場合には、それらとの複合的影響について検討し、極力環境影響評価に反映させること。
- (6) 本事業の実施に当たっては、地域住民の理解が不可欠となることから、地元への必要な情報の事前周知及び十分な説明と意見の聴取を確実に行うとともに、当該地域が自然豊かで閑静であることを踏まえ、住民等の一番の不安がどこにあるのか、その的確な把握に努めること。  
特に、事業実施想定区域は居住制限区域や避難指示解除準備区域であったことから、今後、住民の帰還の妨げとならないよう、地元自治体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行うこと。  
なお、方法書の作成に当たっては、閲覧者が地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるよう、当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用すること。

(7) 上記のほか、以下により、本事業の実施による重大な影響が回避又は十分に低減できない場合は、事業実施想定区域の見直しや風力発電設備等の配置の再検討など、事業計画の見直しを行うこと。

## 2 大気質について

事業実施想定区域周辺には住宅等が点在しており、建設機械や車両の排ガス等による影響が懸念されることから、造成工事、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、気象を含む地域特性を踏まえた上で、十分な低減が図られるような調査方法等を検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。

## 3 騒音、振動及び低周波音について

(1) 事業実施想定区域周辺には住宅等が点在しており、騒音、振動及び低周波音(以下「騒音等」という。)による影響が懸念されることから、事業実施に伴い発生する騒音等については、造成工事等の施工及び工事用資材の輸送、さらに施設稼働時の騒音等が周辺地域住民の生活に影響が及ぶことがないよう、十分な低減が図られるような調査方法等を検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。

(2) 風車の稼働に伴い発生する騒音等の十分な低減のため、風車の機種、配置や基数を工夫するとともに、騒音等の低減に有効な装置の導入等を検討し、個別の風車の配置に当たっては、近接住宅等との離隔距離を大きく確保すること。

(3) 騒音等の聞こえ方には個人差があり、立地環境や居住環境も異なることから、調査、予測及び評価を行うに当たっては、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、過去の被害事例等も調査し、風車の配置、稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等、調査計画を綿密に策定し、それらの結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、翼の回転による振幅変調音及び内部の増速機や冷却装置から生じる純音性成分が、周辺地域住民のアノイアンス<sup>\*</sup>につながる可能性及び当該影響が確認された場合の対策についても検討すること。また、周辺地域住民への騒音等に関する事前説明を徹底すること。(※:環境省のマニュアルでは、「わずらわしさ(アノイアンス)」と記されている。)

## 4 地形・地盤について

(1) 大型の風車は、安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地盤調査を十分に実施して施工計画を策定すること。なお、事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法に基づく砂防指定地、森林法に基づく土砂流出防備保安林等が存在することから、土砂災害防止の観点から土砂流出防止対策について十分

に検討すること。また、事業実施想定区域の下部に県道12号線及び八木沢トンネルが存在するため、道路管理上の支障が生じないように、道路管理者との協議を実施すること。

(2) 土地の切盛りは必要最小限の計画とし、その内容を方法書において具体的に記載すること。

## 5 水環境について

(1) 事業実施想定区域の山稜の麓には、湧水や井戸に依存した地域住民の生活、渓谷に特有の自然生態系が存在していることから、土砂流出による水の濁りも含め、大規模な森林伐開等により、湧水、河川水等に影響を及ぼすことのないような計画を検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。

(2) 事業実施想定区域及び周辺は、南相馬市の上水道、飯舘村の簡易水道の水源地であり、生活用水や農業用水等として湧水、地下水、表流水等の利用があることから、土地の改変等による地下水等の水質及び水量への影響を極力低減できる計画とすること。なお、現実に使われている生活用水源を綿密に調査し、方法書に記載すること。

(3) 本事業の実施に伴い、汚水や濁水が周辺河川やダムに流出することを防ぐため、適切な生活排水対策、仮設沈砂池の設置、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討すること。

## 6 風車の影について

施設の稼働に伴う風車の影(シャドーフリッカー)が生じる範囲を綿密に検討し、住宅や耕作地に影が極力掛からないような風車の配置とすること。

## 7 動植物・生態系について

(1) 施設の設置及び施工方法等については、野生生物の生活に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成等の施工による一時的な場合も含め、当該影響の十分な低減が図られるよう検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。また、複数の風車の並立により、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないよう風車や取付道路の設置を計画すること。

- (2) 調査の方法及び範囲等を綿密に計画し、現状を精確に把握できるようにすること。また、自然度の高い地域は事業実施想定区域から除外すること。
- (3) 本事業の実施により、土砂や濁水の流入、湧水量の減少による河川の源流域への影響が懸念されることから、調査地点を極力多く設け、これらの影響を極力回避する計画とすること。また、水生生物の調査は綿密な計画とすること。
- (4) 大型風車は動物の飛翔の障害物となることから、鳥類やコウモリ類の衝突（バードストライクやバットストライク）や障壁効果について十分な低減が図られるようにあらかじめ検討し、それらに対応した調査手法を方法書に具体的に記載すること。なお、猛禽類やコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないように、綿密な計画とすること。
- (5) 本事業の実施に伴い大規模に森林を伐開することが想定されるため、林縁効果について考察を加え、補植計画等の適切な代償措置を策定すること。

## 8 景観について

風車の大きさ、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、その十分な低減が図られるよう調査方法等を検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。

## 9 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域の周辺には、周辺地域住民に親しまれている公共施設等が存在することから、地元自治体の意見を十分に尊重した計画とすること。

## 10 廃棄物について

- (1) 本事業の実施により、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、発生量の予測等を行ったうえで、法令に基づき適切に処分することができる計画とすること。
- (2) 発電設備の耐用年数や更新時期について、あらかじめ考察を加え、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を策定すること。

## 11 放射線の量について

事業実施想定区域には、旧居住制限区域や旧避難指示解除準備区域が含まれてお

り、本事業の実施により、特に森林中に残存している放射性物質の拡散・飛散が懸念される。このことから、森林の空間線量率、土壌中の放射性物質濃度等を把握し、建設中に発生する汚染土壌や伐採木等を適正に処理するなど、放射性物質の拡散・飛散を回避又は極力低減する計画とすること。

## 1.2 文化財について

事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地があることから、土地の形質の変更は極力回避する計画とするとともに、事前に緻密な調査を実施する等、適切な措置を講ずること。

また、事業実施想定区域が広域であることから、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事前に関係自治体の担当部局と協議をすること。

## 1.3 電波障害について

風車の設置により、電波障害が発生するおそれがあるため、あらかじめ必要な検討をすること。

## 1.4 その他

- (1) 資材の運搬等のために使用することが想定される事業実施想定区域及びその周辺の道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺における農作物の栽培、樹木の伐採等に影響することがないように検討し、その内容を方法書に具体的に記載すること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。